

令和7年度 十日町市ビジネスプラン審査会 募集要項

令和7年8月 十日町市 産業観光部 産業政策課

1 概要

十日町市内で『起業』や『事業の新分野進出（第二創業）』を目指すビジネスプランを募集します。最優秀プラン、優秀プランに採択された受賞者は、『未来を拓く創業応援事業補助金』の交付対象となり、事業化に必要な経費について支援を受けることができます。

2 応募者の条件

- ・市主催の起業相談会や起業セミナーを受講し、令和9年3月末までに創業予定の人。
- ・市が委託する中小企業診断士から応募プランのブラッシュアップ支援を受けることができる人。
- ・氏名と応募プランの内容の公表に同意できる人。また、審査会のプレゼンテーションを動画配信サービスなどで配信することに同意できる人。
- ・十日町市の地域資源や特徴を活かした事業を行う人。
- ・社会通念上不適切と判断される事業を行う人でないこと。

3 提出書類及び提出期間等

下記の書類を提出期間内に電子メールで提出してください。

提出書類等	提出期間等
エントリーシート【規定様式】	令和7年8月11日（月）～9月30日（火）
創業計画書【規定様式】 （最大10枚までとする。）	令和7年8月11日（月）～11月13日（木）
プレゼンテーション資料 （パワーポイントなど）	令和7年11月14日（金）～11月27日（木）
ビジネスプラン審査会への出場 （プレゼンテーション）	令和7年12月23日（火） 会場：段十ろう だんだんテラス

4 参加費

無料 ※審査会に出場する際の交通費、宿泊費などは応募者の自己負担となります。

5 審査方法

- ・創業計画書の書類審査及びビジネスプランのプレゼンテーション（8分程度）
- ・審査員による採点及び合議により最優秀プラン及び優秀プランを決定します。
- ・審査員は、副市長、ビジネス分野専門家、金融分野専門家など5名程度で構成

6 採択枠及び未来を拓く創業応援事業補助金額

審査会でビジネスプランが採択された場合、下記の補助金の対象となります。

区 分	採択枠	補助率	『未来を拓く創業応援事業補助金』 補助金額の上限
最優秀プラン	1 枠	3/4	100 万円
優秀プラン	最大5 枠	3/4	30 万円

【裏面もご覧ください】

7 審査の視点

下記の点を重視した審査を行います。

①新規性	フレッシュな発想であり、競合する他者事業と差別化できる事業であるか。
②実現可能性	市場性があり、現実的で実現可能性の高い事業であるか。
③地域密着性	地域資源の活用や地域課題の解決など、地域に密着した事業であるか。
④成長性、地域経済・産業への貢献可能性	事業が成長し、地域経済・産業への貢献可能性が高い事業であるか。

8 審査結果の発表

- ・ビジネスプラン審査会当日に応募者全員に結果をお知らせします。
- ・ただし、各応募者の得点や順位はお知らせしません。

9 共通

- ・応募プランの知的財産権は応募者に帰属しますが、応募プランの発表に関する権利は主催者が保有します。
- ・応募プラン及び応募者本人の情報は、市ホームページや報道機関への発表等で画像や動画データなどを掲載する場合があります。
- ・第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないものに限りま。

10 過去の最優秀プラン

年度	プラン名
R6	香遥屋 KOHARUYA～遥か香る山のアロマ～香木から繋がる和と話と輪
R5	越後まつだい春の陣トレイルランレース定番化と大会収益を地域に還元した地域活性化・里山環境保全事業
R4	日本で最も生態観察ができる昆虫ショップ 雪国クワガタ

11 書類の提出先・お問い合わせ先

十日町市 産業観光部 産業政策課 産業振興係

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電話：025-757-3139（課直通） E-mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

～ 未来を拓く創業応援事業補助金について ～

最優秀プラン、優秀プランに採択された受賞者には、事業化に必要な経費の一部を補助します。

【対象経費】ビジネスプランの事業化に要する経費で次に掲げるもの

- ① 設備に係る経費（機械装置、工具器具購入費、据付費等）、事務所の新築・改修・賃借に係る経費
- ② 試作品製作に要する経費（旅費、原材料費、謝礼等）
- ③ 人件費（補助対象者が個人の場合は、補助対象者及び3親等以内の親族並びに補助対象者が法人又は任意の団体の場合は、当該法人又は任意の団体の役員を除く）
- ④ 広告宣伝費（イベント開催・展示会出展経費、消耗品費、旅費、印刷費、講師謝礼等）
- ⑤ クラウドファンディングに係る経費
- ⑥ その他市長が必要と認める経費

【留意事項】

- ・補助金の交付には、納期限が到来した市税を完納していることが要件となります。
- ・補助金の交付を受けた事業主が、補助金交付日から5年以内に廃業もしくは十日町市外に拠点を移すなどの場合は、補助金を返還していただくことがあります。